

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成29年8月19日 12時00分ごろ
発生場所	和歌山県白浜町藤島海水浴場北西方沖 番所鼻灯台から真方位097° 1.5海里付近 (概位 北緯33°41.4′ 東経135°21.8′)
事故の概要	水上オートバイ ^{ドクシー} PIXYⅢは、浮体をえい航して遊走中、浮体が養殖 ^{いかだ} 筏に衝突し、浮体の搭乗者3人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年10月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ PIXYⅢ、0.1トン 250-52099大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊 搭乗者A 搭乗者B
負傷者	重傷 2人（搭乗者A及び搭乗者B）、軽傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者A及び搭乗者Bほか2人を乗せた「ソファ型」のトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）をえい航索（長さ約16m）を使用してえい航しながら、藤島海水浴場沖を約35km/hの対地速力で北西進していた。 船長は、藤島海水浴場北西方沖に南西から北東方向に設置された養殖筏に沿って北東進しようとして養殖筏を右舷側に見ながら右旋回したところ、本船が養殖筏に接近したので、左旋回を始めた。 本件浮体は、右方に振られて養殖筏に衝突し、搭乗者Aが骨盤及び肋骨骨折、搭乗者Bが尾骨骨折、他の搭乗者1人（以下「搭乗者C」という。）が左大腿部挫創をそれぞれ負った。
分析	本船は、本件浮体をえい航中、船長が養殖筏に接近している状況で旋回したことから、本件浮体が、遠心力により振られた際、養殖筏に衝突し、搭乗者A、搭乗者B及び搭乗者Cが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航中、船長が養殖筏に接近している状況で旋回したため、本件浮体が、遠心力により振られた際、養殖筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ トーイングチューブをえい航して旋回する場合、トーイングチューブが遠心力によって外側に振られることを考慮し、周囲の障害物から十分な距離をとるとともに、搭乗者に危険が及ばない程度に減速すること。
--	---